

通所介護事業所におけるサテライトの設置について

平成27年11月
三重県長寿介護課

平成27年4月の介護保険制度改正に伴い、平成28年4月1日から、利用定員18人以下の通所介護事業所については、市町等指定の地域密着型サービスである「地域密着型通所介護事業所」に移行することとなりましたが、利用定員19人以上の通所介護事業所（主たる事業所）の出張所等（以下「サテライト」という。）に移行することも可能となっています。

このことを受け、通所介護事業所におけるサテライトの設置については、平成24年3月に整理しました「居宅サービスにおける出張所等（サテライト）の設置について」から除外し、このたび新たに、下記のとおり取扱を整理しました。

この取扱は、平成28年1月1日以降のサテライトの設置について適用します。

1. 設置可能な地域

三重県内全域で設置可能とし、地域に係る要件は設けません。

2. 主たる事業所と設置数

主たる事業所は、利用定員19人以上の通所介護事業所に限ります。

1の主たる事業所につき、サテライトの設置数は、原則、1とします。

なお、主たる事業所とサテライトの設置者は、同一法人とします。

3. 主たる事業所との距離

（1）距離の上限

主たる事業所から、緊急時等に駆けつけることができる範囲内とします。

一概に距離数等が示されるものではなく、個別具体的に判断することとなります。

（2）距離の下限

主たる事業所と同一建物以外とします。（渡り廊下等で繋がっている場合は、同一建物とみなします。）

同一建物内に設置の場合は、サテライトではなく、原則、複数単位として扱います。

4. 利用定員

サテライトの利用定員は、18人以下とします。

サテライト内で複数単位を実施することも可能としますが、当該サテライトにおいて、「同時に通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限」が18人以下とします。

もっとも、事業所の利用定員は、主たる事業所とサテライトの両者を併せて、「同時に通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限」となります。

例えば、主たる事業所のサービス提供時間が9:00～17:00で、利用定員が20人、サテライトのサービス提供時間が10:00～15:00で、利用定員が10人の場合、当該事業所の利用定員は、30人となります。

5. 人員に係る要件

- (1) 主たる事業所単独で、通所介護事業所の人員基準を満たすものとします。
- (2) サテライトについても、管理者を除き、通所介護事業所の人員基準と同様のものとします。(事業所としては、サテライトを含めて1事業所であり、管理者は事業所に1人となります。)

【サテライトの人員に係る要件】

生活相談員	うち	サービス提供時間帯を通じて専従1人以上。
介護職員	常勤 1人 以上 (※)	単位ごとに、サービス提供時間帯を通じて専従1人以上。 利用者の数が15人までの場合は1人以上、15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除した数に1を加えた数以上。
看護職員		単位ごとに、専従1人以上。 ※ 主たる事業所の利用定員が19人以上のため、事業所としての利用定員が10人以下になることは有り得ず、サテライトにも単位ごとに看護職員は必置となります。 (サービス提供時間帯を通じた配置までは求めませんが、緊急時に駆けつけることができる体制を確保してください。)
機能訓練指導員		1人以上。

(※) 主たる事業所との掛持をせず、サテライト単独で常勤の生活相談員又は介護職員を、1人以上配置するものとします。

6. 設備に係る要件

通所介護事業所の設備基準と同様のものとします。

食堂・機能訓練室の面積(内法)は、サテライトの利用定員1人につき、3㎡以上とします。

7. 運営に係る要件

運営については、上記の「居宅サービスにおける出張所等(サテライト事業所)の設置について」に示すとおりで、訪問介護、訪問看護等のサテライトと同様のものとします。

- (1) 管理者は、サテライトにおけるサービスの提供状況について把握するとともに、適切な指導を行ってください。
- (2) 管理者は、サテライトにおける備品の状況や衛生面等についての適切な管理を行うため、定期的に訪問を行ってください。
- (3) 利用者の利用申込や重要事項説明書の交付等の調整については、主たる事業所で一元管理を行ってください。

8. 事前協議及び設置の手続

サテライトの設置は、事前協議制としますので、予め三重県長寿介護課までご連絡ください。事前協議に係る必要書類の提出期限は、次のとおりです。

- <新規指定と同時に設置の場合> 指定予定日(毎月1日)の2か月前
<既存事業所に設置の場合> 設置日(毎月1日)の1か月前

既存の通所介護事業所を廃止し、別の通所介護事業所のサテライトに移行する場合は、事前協議を不要とします。既存の事業所(サテライトに移行する側)からは廃止届、別の事業所(主たる事業所となる側)からは、サテライトの設置に係る変更届を提出してください。